

平成 25 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社誠建設工業
代表者名 代表取締役社長 小島 一誠
(コード 8995 大証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 平岩 和人
(TEL072-234-8410)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 12 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行うものであります。なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日(日曜日)を基準日(但し、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日(金曜日)になります。)として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 3 月 31 日(日曜日)最終の発行済株式の総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 25 年 2 月 12 日時点の発行済株式総数を基準にして計算すると、次のとおりとなります。

株式の分割前の発行済株式総数	20,120 株
株式の分割により増加する株式数	1,991,880 株
株式の分割後の発行済株式総数	2,012,000 株
株式の分割後の発行可能株式総数	7,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日 平成 25 年 3 月 14 日(木曜日)

分割の基準日 平成 25 年 3 月 31 日(日曜日)

*但し、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日(金曜日)になります。

分割の効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日(月曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

株式の分割の効力発生日をもって、単元株制度を採用し、1 単元の株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日)

(注) 平成 25 年 3 月 27 日 (水曜日) 付をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更理由

株式の分割に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法 184 条第 2 項および会社法 191 条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を以下のとおり変更するものであります。なお、定款の効力発生日は、平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日) となります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

- ① 株式の分割の割合に応じて、当社発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000,000</u> 株とする。
(新設) 第 7 条～第 41 条 (条文省略)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株とする。</u>
(新設)	第 8 条～第 42 条 (現行とおりのり) <u>附則</u> <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 4 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

5. その他 (ご参考)

(1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はございません。

平成 25 年 2 月 12 日現在の資本金 578,800,000 円

(2) 今回の株式分割は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 3 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以 上